

地縁法人美旗まちづくり協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この法人は、名張市地域づくり組織条例(平成21年条例第3号)に基づき、三重県名張市美旗地域住民全ての誰もが、自分らしくよりよく生きるための助けとなり、もって地域の社会福祉の増進と安全安心のまちづくりに寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この法人は、地縁法人美旗まちづくり協議会と呼称する。

(区域)

第3条 この法人の区域は、名張市地域づくり組織条例施行規則(平成21年規則第13号)第3条第1項に定める美旗地域に該当する全域とする。

(事務所)

第4条 この法人は、主たる事務所を三重県名張市美旗町南西原229番地3の美旗市民センター内に置く。

第2章 事業

(活動の種類)

第5条 この法人は、第1条の目的のため次に掲げる種類の住民活動を行う。

- (1) 美旗地域全体の地域福祉の増進に係わる活動。
- (2) 美旗地域全体の活性化の増進に係わる活動。

(事業)

第6条 この法人は、美旗地域において第1条の目的を達成するために以下に掲げる事業を行う。

- (1) 防災、防火、防犯、交通安全に関する事業。
- (2) 地域住民の健康と福祉の増進に関する事業。
- (3) 地域の環境の保全と改善向上に関する事業。
- (4) 青少年育成に関する事業。
- (5) 地域文化の向上と文化施設の保全管理に関する事業。
- (6) 地域自治活動との連携に関する事業。
- (7) 保有資産の維持管理と健全保全事業。
- (8) 指定管理者の指定による管理運営に関する事業。
- (9) その他、目的を達成するため必要な全ての事業。

第3章 会 員

(会員)

第7条 第3条に定める地域に住所を有する個人は、全てこの法人に入会することができる。

(賛助会員)

第8条 この法人は、前条の会員とは別に賛助会員を設ける。

- 2 第3条に定める美旗地域で事業を行う個人(会員である者を除く)又は法人、同地域への通学者、通勤者及び同地域で活動する各種団体の代表者でこの法人が認めた者は、この法人の賛助会員となることができる。

(入会)

第9条 会員又は賛助会員(以下「会員等」という。)になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 この法人は、前項の入会申込みがあつた場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第10条 会員等がこの法人を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

- 2 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。
 - (1) 第3条に定める地域に住所を有しなくなった場合。
 - (2) 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたとき。

(運営委員)

第11条 この法人に、活動の運営を行う運営委員を設ける。

- 2 運営委員は、会長が選任する。
- 3 運営委員は、理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 4 前項に定めるもののほか、運営委員は、理事会と協力し、第29条第2号に掲げる事項の推進に努めるものとする。

第4章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上30人以内
- (2) 監事 2人
- 2 理事の定数には、会長1人、副会長3人、会計1人を含む。

(選任等)

第13条 役員は、会員の中から、総会において選任する。

2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 会長は、この法人を代表し組織を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、この法人の会計に関する全ての業務を行う。

4 理事は、理事会を構成し、この規約及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の会計及び財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務、会計及び財産に関し不正行為、又は著しく規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の会計及び財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とし、副会長3人のうち1人の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、就任した役員任期は、前任者の任期の残存期間とする。

3 理事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対して、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第5章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他、理事会において決議した運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

3 総会において決議すべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(招集)

第22条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、5日前までに会員に通知をしなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第25条 総会における付議事項は、第22条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。
- 4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(表決権等)

第26条 会員は、総会において、各々の表決権を有する。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の総数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあつては、その数を含む。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名捺印しなければならない。但し、自筆署名の場合は其の限りではない。

第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、その業務の遂行のため必要なときは、理事会に参加し、意見を述べることができる。ただし、表決権は有しない。

(権能)

第29条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 規約運用細則の制定及び改廃
- (4) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、出席した理事の中から互選する。

(定足数)

第33条 理事会は、理事総数の3分の2の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 理事は、理事会において、各々の表決権を有する。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあつては、その数を含む。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。但し、自筆署名の場合は其の限りではない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 交付金(名張市地域づくり組織条例第13条)
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる果実
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、第6条に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第40条 この法人の資産で第37条第1号に掲げるもののうち別に定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において会員総数の3分の2以上の議決を要する。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、第6条に掲げる事業に関する会計とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出すること

ができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、総会議決を経て次事業年度に繰り越すものとする。

(経費の支弁)

第47条 この法人の経費は、資産を持って支弁する。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計年度)

第49条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 解散及び合併

(解散)

第51条 この法人は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 前項によるほか、この法人は、第37条第2号に規定する交付金の取消により解散する。

3 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、会長が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による場合を除く。)するとき有する残余財産(以下「残余財産」という。)は、総会において会員総数の3分の2以上の議決を得て、この法人と類似の目的を有する団体に権限委譲するものとする。但し、残余財産のうち、第37条

第2号に該当するものについては、名張市に帰属するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決を得、かつ名張市長の認可を受けなければならない。

第9章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事務処理をするため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任命する。
- 4 理事は、事務局長及び職員と兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第10章 雑則および規約の改廃

(細 則)

第55条 この規約の施行について必要な細則並びに、この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(規約の改廃)

第56条 この規約の改廃は、総会において会員総数の3分の2以上の議決を得、かつ名張市長の認可を受けなければならない。

附 則

- 1、この規約は、名張市より法人認可のあった日から施行する。
- 2、この法人の初年度に於ける事業年度及び会計年度は、第48条及び49条にかかわらず名張市より法人認可の許可のあった日から当該年度の3月31日までとする。
- 3、この法人の初年度に於ける役員は、前身の美旗まちづくり協議会より継承することとし、その場合の任期は、前身の美旗まちづくり協議会規約の役員任期に準ずる。
- 4、この法人の初年度に於ける第37条でいう資産は、前身の美旗まちづくり協議会より継承する。

附則（令和2年5月25日認可）

この規約は、令和2年5月25日より施行する。

附則（令和6年3月1日認可）

この規約は、令和6年3月1日より施行する。